



令和7年10月31日

部 署：生活環境部市民生活課

電話番号：(082) 420-0922

東広島市と独立行政法人国際協力機構との 国際協力推進員配置等に関する協定締結

東広島市と独立行政法人国際協力機構（JICA）は、相互に有益な連携関係を構築し、国際協力及び国際理解を推進するとともに、双方の知見を通じて多文化共生及び多様な人材の活躍を推進するため、令和7年3月5日に連携覚書を締結しました。

本協定は、この覚書に基づく連携事業として、本市の国際化、多文化共生の取組みを推進するため、JICAの国際協力推進員の本市への配置について協定を締結するものです。

1 協定締結式

- (1) 日 時 令和7年11月6日（木）11時00分から（市長定例記者会見終了後）
- (2) 場 所 東広島市役所本館3階 303会議室
- (3) 出席者 東広島市：市長、生活環境部長ほか
独立行政法人国際協力機構中国センター：所長、市民参加協力課長、国際協力推進員

2 配置期間及び場所

- (1) 配置期間
令和7年11月6日から（毎週水曜日）
- (2) 配置場所
東広島市役所 北館1階 市民生活課国際交流係内

3 国際協力推進員の主な業務

令和7年3月5日に締結した連携覚書に基づき業務を実施する。

【連携覚書の記載事項】

- (1) 市民の国際協力及び国際理解の促進
- (2) JICA が実施する開発途上地域からの研修員の受入れ、ボランティア派遣事業、草の根技術協力事業等の推進
- (3) 市内大学及び団体等による国際協力及び国際協力を通じた市民等への寄与の促進
- (4) 国際協力及び多文化共生の促進を目的とした、外国人市民の生活環境の充実、日本人市民とともに活躍できる環境づくり、並びに外国人市民と日本人市民の交流促進
- (5) 市内企業の海外展開及びグローバルな産業人材育成等の促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、双方が合意する事項